



まもる
守

富岡 勝則

皆さんこんにちは。

このコラムの執筆時点では、東京都や大阪府など新型コロナウイルスの感染が拡大している地域に「まん延防止等重点措置」が適用され、埼玉県は、さいたま市と川口市が重点措置を講じるべき区域になりました。市民の皆様には対象となっている地域への不要不急の移動を極力控えていただき、ご自身やご家族など大切な人の健康を守っていただきたいと思います。

さて、新型コロナウイルス感染症は収束の兆しを見せておりませんので、皆さんもワクチン接種に期待を寄せているのではないかと思います。4月から市内の医療従事者等への接種を始めていますが、5月からは高齢者（昭和32年4月1日以前に生まれた方）への接種を予定しています。接種場所は病院や診療所に加え、総合体育館や産業文

化センター等の特設会場を設置する準備も進めているところですが、先行して高齢者施設等に入所している方から順に、入所している施設で接種を行います。また、接種を受けるには事前の予約が必要で、「接種券」や「予診票」などが届いてから接種場所を決めて、電話やインターネットで予約することができるようになります。医療従事者と高齢者以外の方への接種時期は決まっていますが、ワクチンの供給量に応じてご案内しますので、しばらくお待ちいただきたいと思います。なお、ワクチン接種の詳細は、朝霞市新型コロナウイルスワクチン接種推進室（☎451-5588）までお問い合わせください。

ところで、新型コロナウイルス感染症が長期化する中で、家計への影響が大きいご家庭も多いのではないかと思います。そこで国は、困難を抱えているご家庭が多い低所得の子育て世帯を支援するために、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」を支給することを決めました。金額は児童一人当たり5万円で、まずは、子育てと仕事を一人で担っているひとり親世帯への支給を5月に行えるように準備しています。直近で収入が減少した世帯等も対象になることがありますので、対象となる世帯などの詳細は、こども未来課（☎463-2834）までお問い合わせください。では、また。

未来ある子どもたちのために

☎こども未来課 ☎463-0364

毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間」と定めており、皆さんにも児童福祉について考えていただくきっかけとして、子どもの権利条約や市の計画をご案内します。

なお、令和3年度の児童福祉週間標語は「あたたかい ことばがつなぐ こころのわ」です。

子どもの権利条約 詳しくは…日本ユニセフ協会、外務省のホームページをご覧ください。

世界中すべての子どもが持っている“権利”を定めた条約で、大きく分けて次の4つの権利を定めています。子どもにはこうした権利があり、権利侵害の防止にご協力をお願いします。

1 生きる権利

防げる病気などで命をうばわれないこと。病気やけがをしたら治療を受けられることなど。

2 育つ権利

教育を受け、休んだり遊んだりできること。考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。

3 守られる権利

あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること。障がいのある子どもや少数民族の子どもなどは特に守られることなど。

4 参加する権利

自由に意見をあらわしたり、集まってグループを作ったり、自由な活動をおこなったりできることなど。

市では、「朝霞市子ども・子育て支援事業計画」の中で、すべての子どもがすくすく育つまち、すべての家庭が安心して子育てするまち、すべての子どもが質の高い教育・保育を受けるまちづくりに取り組んでいます。事業計画は、市ホームページや、こども未来課、保育課、市内図書館などでご覧いただけます。

ひとの推移

人 □ 14万3,388人（+233人） 男 7万2,310人（+103人） 女 7万1,078人（+130人）
世帯数 6万8,130世帯（+259世帯） 令和3年4月1日現在（ ）内は前月比